

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市富岡 8 4 9 - 1	✓
協 議 会 名	富岡北地区まちづくり協議会	✓
協 議 会 長 名	会長 潮見康雄	✓

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので，笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 768,000 円 /

【添付書類】

- （1）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- （2）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- （3）事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- （4）まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- （5）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 富岡北地区まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	5月19日	
	理事会	4月28日、以降毎月第4水曜日	
	代議員研修会	6月2日	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	まちづくり計画 策定	【目的】地域力を高めるため実現目標を共有できる目的を立てて進みたい 【効果】皆の団結力が醸成される	策定会議、ワークショップを開き、皆の意見を集約して、計画を立てる
	広報事業	【目的】まちづくりで何をどのようにしているか皆に知ってもらいたい 【効果】地域に住んでいる喜びや参加意識が生まれる	とみきた会報の発行、ゆめウェブでの当まちづくりの状況のラジオ放送を継続し、SNSにも挑戦する
	環境美化事業	【目的】きれいなまち、きれいな里山の実現 【効果】住民の心のやすらぎやこのようなまちに住む誇りが生まれる	例年の公園整備のほかに、応神山の登山道の整備、荒れ地の草刈りなどを行い、子どもたちが木こり体験や遊び場ができるといい
	親睦事業	【目的】いろいろなイベントに参加し一人でも多くの知り合いをつくる 【効果】一人暮らしの世帯が増えてゆく中、心の平安や防災に役立つ	今まで実施している百歳体操、ラジオ体操、ソーメン流し、田んぼの生き物観察会のほかに、富岡保育園で昔の遊び、食事会など交流を楽しむ
	地元学のすすめ	【目的】歴史、文化の他に自然やこの地域の成り立ちについて学ぶ 【効果】この地域に住んでいる生活感を深める	栗谷川先生の山田方谷第2回。地域の歴史遺産の看板設置、懐かしい風景絵画を見るほか、この地域の地形、水の道の探求、野鳥を知るウオークなど
	防災訓練事業	【目的】火災報知器の設置、家具類の転倒防止を実施する世帯を増やし、初期消火などの基本を繰り返して身に着ける 【効果】”いざ！”という時に役立つ	過去の大地震、大洪水の映像をみて、初期消火、AEDの操作、一年後（昨年度実施済）の地域住民の「防災意識調査」など
		【目的】 【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 富岡北地区まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	768,000	
その他収入	0	
計	768,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	180,000	会長5千円 x 12ヶ月、事務・会計1万円 x 12ヶ月
賃借料	60,000	富岡会館使用料 60,000円/年（令和2年4月1日付けの合意書による）
光熱水費		
運営費	100,000	
消耗品費	60,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	40,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	0	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	0	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	428,000	
まちづくり計画策定	10,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
広報事業	51,000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
環境美化事業	166,000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
親睦事業	18,000	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
地元学のすすめ	159,000	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
防災訓練事業	24,000	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	768,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計	100,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
文房具、コピー代、ＰＣ用証文品など	60,000	令和2年度実績並：73,643円
計	60,000	

食糧費

内 容	金 額	積 算
お茶類、紙コップなど	40,000	令和2年度実績並：37,043円
計	40,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
計	0	

修繕料

[illegible]

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
計	0	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

まちづくり計画策定

10,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
資料作成にかかる費用	10,000	10枚 x 5円 x 50部 x 4回
計	10,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

広報事業

51,000

月

内 容	金 額	積 算
P C指導料	6,000	令和2年度実績6,000円（ハーモニーネット未来）
計	6,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
とみきた会報発行年2回	45,000	22,500 x 2
計	45,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

環境美化事業

166, 000

月

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
馬路村（降水量が多いのに災害がない）	25,000	バス借り料1万円、運転料1万円、ガソリン往復234キロ（1リットル140円、リットル当たり15キロ走るとして約5千円）
	3,000	上記手土産
計	28,000	

内 容	金 額	積 算
花苗、肥料、薬剤散布	70,000	ほぼ昨年度実績に同じ
草刈り隊	43,000	弁当（350円×10人×10日）、飲み物１００円×10回、油7,000円
山道整備用資材	25,000	鉄筋520円×5本、木杭160円×40本、木連杭1,600円×10セット
計	138,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

親睦事業

18,000

1月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

地元学のすすめ

159,000

月

内 容	金 額	積 算
講師の講演料	40,000	昨年度に同じ（栗谷川先生＋地元学の講師も呼ぶ）
手土産	6,000	講師用×2名
計	46,000	

[illegible][illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

防災訓練事業

24,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

富岡会館使用についての

合意書

富岡会館（館長 小野卓二、以下甲と称す）と富岡北地区まちづくり協議会（会長 潮見康雄、以下乙と称す）は富岡会館使用について以下の通り合意した。

1. 甲は乙の活動の場として令和2年4月1日より甲の使用を許可する。
2. 年間使用料は6万円（60,000）とする。ただし、この中には光熱費、テーブル・イスの使用、テレビ・コピー機の使用、水道代、調理室（ガス含む）使用が含まれる。使用料は、年度末の3月に乙から甲の口座に振り込みされる。
3. 乙の使用中に甲の上記2の備品に何らかの損傷があった場合は、乙の負担で修理、代替等適切に対応する。
4. 上記以外について、甲または乙に問題が発生した場合、両者は誠意をもって問題解決にあたるものとする。
5. 使用期間は、乙が一か月前に甲に連絡することにより終了する。

令和2年4月1日

甲：富岡会館

乙：富岡北地区まちづくり協議会

笠岡市富岡849-1

笠岡市富岡849-1

館長 小野卓二 

会長 潮見康雄 

富岡北地区まちづくり協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、富岡北地区まちづくり協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を富岡会館に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域課題の解決に向け、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と責任のもと、以下に掲げる活動を行うことにより、地域力を高め、住みよい富岡北地区の活性化を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域に居住する人の生きがいづくり
- (2) 地域住民のコミュニティの場づくり
- (3) 地域の課題の解決
- (4) その他本会の目的に必要な事業

(構 成)

第5条 本会は、富岡北地区行政協力委員長が管轄する地区に居住する住民及び各種団体で構成する。

(種別及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以内
- (2) 代議員 60人以内
- (3) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長とする。

(選任等)

第7条 代議員は、各地区及び地域の各種団体から選出する。

- 2 理事及び監事は、代議員の中から選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の中から選任する。

(職 務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序に従ってその職務を代行する。
- 3 理事は理事会に出席し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 代議員は代議員会に出席し、地域の課題などを協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。
- 5 監事は、本会の会計監査を行う。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。再任については最長3期を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日以後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職 員)

第11条 本会に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

(種 別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第13条 総会は、第6条の役員をもって構成する。

(権 能)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第15条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 役員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招 集)

第16条 総会は、会長が招集する。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、役員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第19条 総会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数及び出席者数（書面評決者又は評決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会議)

第21条 理事は、理事会議に出席し、本会の運営について協議する。

(部 会)

第22条 総会及び理事会で決議された事項を実施するため、部会を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第25条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年3月10日から施行する。

2 本会の設立当初の事業年度は、第24条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。